

令和7年10月14日

県立伊勢原高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設・競技種目	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館(半面)		土・日曜日	19:00~21:00
・バレーボール	支柱・ハンドル・ネット・アンテナ		
・バスケットボール	ゴール(電動ゴール不可)		
・バドミントン	支柱・ネット		
附属施設(トイレ、洗面所)			

※ 長期休業中は除きます。

※ 上記時間帯においても学校の業務に支障がある場合は、利用できないことがあります。

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤・在学の方。

なお、次のような場合は、利用承認後であっても利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、「施設利用申込書(様式1)」を当校事務室へ提出してください。

なお、当年度初めての利用申込みのときは、施設利用申込書(様式1)にくわえて、「利用者名簿(任意様式)」を提出してください。また、利用者名簿の記載内容に変更が生じたときは、修正した利用者名簿をその都度提出してください。

- ◆ 利用者名簿には、代表者及び当日責任者として指定される可能性がある方のみ、住所、電話番号を記載してください。
- ◆ 施設利用申込書 提出方法等
 - 持参する場合：平日の午前8時30分から午後5時までの間に提出してください。
 - 郵送の場合：送付先は次のとおりです。

〒259-1142 伊勢原市田中1008番地の3
神奈川県立伊勢原高等学校 事務室 施設開放担当

ファクシミリの場合：0463-96-2558
電子メールの場合：電子メールアカウントは次のとおりです。
isehara-h@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 利用の承認

学校業務または他の申込者等との調整を行い利用の可否について、電子メールまたは郵送により連絡します。

- ◆ 「施設利用承認書」または「施設利用不承認通知」を送付します。
- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 当日の利用について

利用団体責任者は、利用当日に事務室で「施設利用承認書」または身分を明らかにする書類を提示し、鍵・日誌を受け取ってください。

使用後は清掃・施錠・消灯を確認し、「鍵」と「施設利用日誌」を所定の場所に返却し、門扉（正門）を必ず閉めてください。また、利用を中止する場合は、利用日直前の平日午後5時までにご連絡ください。なお、本校では土曜日、日曜日等の電話応答体制については、自動音声応答機能を導入しています。詳細は本校のホームページをご覧ください。

(5) 利用料について（電気代実費相当額）

体育館を利用した場合には、利用料（電気代実費相当額）がかかります。

月最後の利用日以降に納入通知書を郵送しますので、納付期限内に通知書記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

体育館 1回（2時間まで）440円（うち消費税及び地方消費税相当額40円）

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

- ◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さん気が持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- (1) 県立学校は敷地内全面禁煙です。飲食もご遠慮ください。(ふた付きボトル、水筒での水分補給は可)。
- (2) ごみは必ずお持ち帰りください。
- (3) 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- (4) 室内履き、外履きの区別を徹底してください。
- (5) 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用責任者の確認を得てください。活動後の消毒作業は不要です。
- (6) 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- (7) 利用中は門扉(正門)を閉めてください。
- (8) 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、当校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校施設管理員に連絡など、緊急連絡先を参照)。
- (9) 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。
- (10) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- (11) 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- (12) 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。
- (13) 自動体外式除細動器(AED)は体育館内に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いします。
- (14) その他、細部については、校長の指示によるものとします。

5 感染症対策における留意事項

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。
- (2) 施設の利用前には、手を洗いましょう。
- (3) 利用中は、十分な換気を行いましょう。
- (4) その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

以上のことを行わない場合や守れていないと判断された場合は、利用をお断りすることがあります。

【緊急連絡先】

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

・警察 110

・消防 119

・伊勢原市一次救急医療機関 休日夜間急患診療所

0463-93-5019 (午後7時30分～午後10時45分)

- 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校施設管理員に連絡を入れてください。夜間で学校職員等に連絡ができない場合は、利用日誌へ記入などによりお知らせください。

問合せ先

事務室 施設開放担当

電話 0463-95-2578 (5#)

平日 8:30～17:00